

塩竈市水道事業事後審査型制限付き一般競争入札公告

上水道告示第1号

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び塩竈市水道事業契約規程（昭和42年水道部府訓第2号）第3条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年1月5日

塩竈市長 佐藤光樹

1. 制限付き一般競争入札に付す事項

- | | |
|------------|---|
| (1) 業務名 | 令7-補 送水管基本設計等業務委託 |
| (2) 委託場所 | 別紙仕様書のとおり |
| (3) 仕様 | 別紙仕様書のとおり |
| (4) 履行機関 | 契約締結日から令和9年3月31日まで |
| (5) 入札担当課 | 上下水道部業務課 |
| (6) 発注担当課 | 上下水道部上水道課 |
| (7) 支払条件 | 前払金（30%以内）、検収後払い |
| (8) 入札方式 | 事後審査型制限付き一般競争入札を適用 |
| (9) 入札保証金 | 免除 |
| (10) 契約保証金 | 契約金額の10分の1以上とする。契約締結時に保証事業会社、保険会社又は金融機関が発行する保証の証券又は証書を提出すること。（現金・小切手・国債・地方債証券・公社債・その他政府保証のある債券等による納付は認めない。） |

2. 入札参加資格

令和7・8年度の塩竈市指名競争入札参加資格承認簿に登録されている者で、公告日時点において次の事項に該当する者。

- ① 本市の競争入札参加資格承認簿において、土木関係建設コンサルタント業務部門の「上水道及び工業用水道」で登録されており、営業所等を県内に有していること。
- ② 塩竈市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑥ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ⑦ 塩竈市入札契約暴力団等排除措置要綱（平成20年塩竈市告示第93号）に規定する要件に該当しない者。
- ⑧ 管理技術者および照査技術者は、以下のいずれかの資格要件を有する者をそれぞれ配置できること。
 - ・技術士：上下水道部門（上水道及び工業用水道）、または総合技術管理部門（上水道及び工業用水道）
 - ・シビルコンサルティングマネージャ（RCCM）：上水道及び工業用水道部門

3. 入札参加に必要な書類等配布期間及び場所

入札参加申請書類の配布等

- ① 令和8年1月5日から令和8年1月21日まで
- ② 配布方法 9.（2）で示す場所からダウンロードにより入手すること。

4. 契約規程等を示す場所

ホームページアドレス https://www.city.shiogama.miyagi.jp/html/reiki_int/reiki_menu.html

5. 入札参加申請

(1) 入札参加を希望する者は次に掲げる書類を提出すること。(郵送等は認めない)

なお入札参加資格の有無については、入札実施後審査する。

① 一般競争入札参加申請書（様式第1号）

② 同種業務実績調書（様式第2号）

③ 配置予定の技術者に関する調書（様式第3号）

※上記①～③の書類を袋とじし、割り印を押したうえで提出すること。

※入札参加申請時に交付する一般競争入札参加申請受理書を入札当日持参すること。

※なお、一般競争入札参加申請受理書を入札当日持参しない場合は失格とする。

(2) 提出期間及び提出場所

提出期間 令和8年1月5日から令和8年1月21日まで（土曜、日曜、祝日を除く）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）

提出場所 塩竈市上下水道部業務課管財係（上下水道部庁舎2階 塩竈市旭町17番10号）

6. 入札参加資格の審査及び落札者の決定

(1) 入札参加資格の審査は、塩竈市水道事業建設工事制限付一般競争入札実施要綱第6条の規定により審査する。

(2) 最低制限価格以上かつ予定価格以下の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

(3) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。

(4) 開札後、提出された書類等により入札参加資格を満たしていることを事後審査し、落札者を決定する。

(5) 落札者を決定したときは、直ちに当該落札候補者に落札決定した旨を通知する。

(6) 落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認めたときは、当該落札候補者に対してその旨を通知する。

7. 入札公告の要件に該当しなくなった場合の取り扱い

開札日から落札決定までの間に、次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該入札を無効とする。また、落札決定後契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該落札決定を取り消し、契約締結を行わない。

(1) 2. 入札参加資格の各号のいずれかに該当しないこととなったとき。

(2) 提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

8. 入札参加資格を満たしていないと認めた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格を満たしていないと認められた者は、その旨の通知を受けた日の翌日から起算して7日（土曜日及び日曜日を除く。）以内に、市長に対して書面により当該理由について説明を求めることができる。

(2) 市長は、(1)の求めがあったときは、書面を受け取った日の翌日から起算して7日（土曜日及び日曜日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

9. 設計図書等の閲覧

(1) 閲覧期間

令和8年1月5日から令和8年1月21日まで（土曜、日曜、祝日を除く）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）

(2) 閲覧場所及び設計図書の配布

塩竈市公式ホームページ上からダウンロードにより閲覧及び入手すること。

ホームページアドレス <https://www.city.shiogama.miyagi.jp/life/5/46/303/>

(3) 設計図書に関する質問

① 設計図書に関する質問がある場合は、質問書様式に記入し、塩竈市上下水道部業務課管財係まで持参またはFAXすること。(FAX番号：022-362-0411)

FAXによる場合は必ず電話で到着の確認を行うこと。

② 質問の受付期間

令和8年1月5日から令和8年1月15日まで（土曜、日曜、祝日を除く）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）

(4) 回答書の閲覧期間

質問に対する回答は、9.(2)で示す閲覧場所で閲覧に供する。

令和8年1月19日から令和8年1月21日まで（土曜、日曜、祝日を除く）

(5) 現場説明

設計図書等の閲覧をもって現場説明にかえる。

10. 入札執行の日時場所

令和8年1月22日 午後1時30分

塩竈市旭町1番1号 塩竈市役所4階入札室

11. 入札の方法

(1) 入札参加資格者は、一般競争入札参加申請受理書を持参し、入札担当者の確認を受けること。

(2) 郵送や電送による入札は、認めない。

(3) 契約にあたっては、入札書に記載の金額に10%を加算した金額をもって契約するので、入札書に記載する金額は、契約希望額の110分の100に相当する金額とする。

(4) 入札回数は3回以内とする。

(5) その他入札にあたっては、申請受理書に示す入札心得を遵守すること。

12. 最低制限価格 設定する。(最低制限価格より低い入札は失格とする。)

13. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

① 入札日時点で入札参加資格のない者が行った入札

② 入札者の記名押印の無い入札

③ 金額、その他重要事項の記載が不明確な入札

④ 7.(1)に該当する者が行った入札

⑤ 11.(5)で示す入札心得を遵守しない入札

14. その他

(1) この制限付き一般競争入札については、塩竈市水道事業建設工事制限付一般競争入札実施要綱を準用する。

15. 記載内容問い合わせ

塩竈市旭町17番10号

塩竈市上下水道部業務課管財係（上下水道部庁舎2階） TEL 022-364-1415

FAX 022-362-0411